

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する指針

この指針は、青葉丘病院にて人生の最終段階を迎える患者について医療・ケアの方針をどのように決定するか、患者本人や家族等への説明や手続き等、医療機関としての手順を定めたものである。

1 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報と説明がなされ、医療・ケアを受ける本人が多専門職種の医療従事者と十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めることを原則とする。
- 2) 本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう話し合いは繰り返し行う。本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者を含めて、話し合いを行う。また、この話し合いに先立ち、本人は前もって自らの意思を推定できる家族等を定めておくことやエンディングノートなどを活用することが望まれる。
- 3) 医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始・中止等や、医療・ケア内容の変更、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断していく。
- 4) 医師等の医療従事者より、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行うことが必要である。

2 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

(1) 本人の意思が確認できる場合

- 1) 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行い、そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とする。
- 2) 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより適切な情報の提供と説明を行い、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるよう支援を行う。また、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等を含めて話し合いを繰り返し行う。
- 3) 話し合った内容は、その都度、診療録にまとめておくものとする。

(2) 本人の意思が確認できない場合

- 1) 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- 2) 家族等が本人の意思を推定できない場合は、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- 3) 家族等がない場合や家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
なお、家族等がない場合は、早い段階で患者の意思確認をし、人生の最終段階における医療・ケアの方針を決定しておく必要がある。
- 4) 話し合った内容は、その都度、診療録にまとめておくものとする。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

医療・ケアチームの中で心身の状態により医療・ケアの内容の決定が困難な場合や本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合、また家族等の中で意見がまとまらない場合については、倫理委員会による話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等についての検討及び助言を行う。

(付則)

- 1 この指針は、平成30年 9月 1日から施行する。
- 2 この指針は、令和 7年 4月 1日から改定する。